

裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市浪速区難波中一丁目10番4号
南海SK難波ビル5階
きづがわ共同法律事務所
弁護士 富田 真平

大阪府中央区北浜3-1-12
萬成ビル4階
彩法律事務所
弁護士 牧 亮太

処分庁



審査請求人が平成31年4月3日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成31年1月23日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成17年9月1日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成31年1月15日、請求人は、障害者特例分の遡及年金を受給した。

- 3 処分庁は、平成31年1月23日付けで、請求人に対し、受給した年金について法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成31年4月3日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実の経緯

- (ア) 請求人は、生活保護を受給し、自立した生活が困難であること

請求人は、両親が視覚障害を持っていたことから、昭和47年ごろから、両親とは別に現在の住居にて請求人の兄（以下「兄」という。）及び請求人の弟（以下「弟」という。）と居住してきた。平成6年ごろに弟が転居して以降は、兄と2人で上記住居にて居住し、平成15年頃より、生活保護を受給している。以下で述べるとおり、請求人（及び兄）は、自立した生活をするには困難である。

請求人は、幼少時から知的障害があり、小学校入学後、特別支援学校への通学をすすめられ、特別支援学校に通学した。卒業後は、作業所に就職し、平成17年頃に退職した。退職後、行政のすすめにより、平成17年8月5日、療育手帳の交付を受けた（B.1の認定を受けている）。

兄は、幼少時より対人関係を築くことがうまくできなかった。中学校卒業後、知り合いの夫婦が営む印刷会社に就職をした。就職先は、知り合いの夫婦以外とは会話をする必要はなく、家族以外の他人とは、ほとんど会話をすることなく生活していた（現在も、特定の人以外とはコミュニケーションをとることが困難な状況にある）。兄は、平成15年頃、印刷会社の経営が厳しくなり仕事を続けることができなくなり、失職し、無職となった。

上記のように、請求人と兄は、就労することにより、最低生活費以上の収入を得ることは困難であったため、平成15年ごろより、生活保護を受給することとなった。

請求人と兄は、実母が平成15年頃に死亡するまで、食事や洗濯などは、実母にしてもらっていた。実母の死後は、弟が実母の代わりに、請求人と兄を弟の自宅に招き、食事を提供し、両名の洗濯をするなどして生活を支援していた。

平成21年頃には、請求人が自転車で車両に衝突する事故を起こし、車両の修理代として請求された金160万円を、弟が請求人に代わり支払うこともあった（弟は、修理代のことで役所や警察にも相談したが、対応できないとされ、やむを得ず賠償

金を支払った)。

その他、弟は、請求人・兄の生活に必要な衣類、クーラー、テレビといったものも購入し、生活全体を支援してきた。

(イ) 請求人が年金を遡及して受給するに至った経過について

平成29年10月、弟は、処分庁の担当CWから、「手続きをすれば年金としてまとまったお金がもらえる」という説明を受けて請求人の代理として年金受給のための手続きを行った。この際に、職員から弟及び請求人に対し、年金がもらえた場合に返還が必要という説明はなかった。

平成30年12月ごろ、担当CWから弟に電話があり、弟は同電話で担当CWから「平成31年1月頃に200万円入金されるので、返金してください」「通帳を持って役所に来てください」と言われた。弟は、担当CWに対しなぜ返金しなければならないのか尋ねたところ、担当CWは「来ていただいたらお話しします」と答えた。

なお、この際に、自立更生のための費用や「真にやむを得ない理由により控除を認める費用」（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。））については、返還金額から控除される可能性がある旨の説明は一切なかった。

その後、平成31年1月15日に請求人の預金口座に年金として277万3737円が振り込まれた。

(ウ) 請求人が自立更生のために必要な控除を求めたこと

弟は、今後請求人の自立支援のために必要なものを検討し、必要なものを記載した一覧表を作成した。そして、同月18日に、処分庁を訪れ、上記一覧表（「これから必要になるもの（自立支援）」）を担当CWに手渡した。これに対し、担当CWは、一覧表の内容について、「パソコンがなぜ必要か」との問いのみ行い、それ以外の物についての質問・確認等はなかった。

そして、担当CWは弟に対し「多分あかんと思う」と述べた。この際にも、担当CWから自立更生のための費用や「真にやむを得ない理由により控除を認める費用」（課長通知）については、返還金額から控除される可能性がある旨の説明は一切なかった。

(エ) 本件決定

処分庁は、同月23日に、請求人に対し、上記入金された277万3737円について全額返還させる旨の決定（本件決定）を行った。

同月15日から本件決定が行われるまでに、処分庁から、弟や請求人に対し、上記一覧表や請求人の生活状況についての質問・確認は一切無かった。

(オ) 請求人が自立した生活を営むことができない状況にあること

請求人は、兄と共に、現在、処分庁の所管区域内の市営住宅に居住している。請

求人の生活状況及び同居居についての状況は以下のとおりであり、自立した生活を営むことができる状態にない。

- a 畳やふすま、壁については、47年前に入居して以降一度も改装されておらず、傷みが激しい。
- b また、浴室についても、入居当時のままである。なお、平成31年2月の介護認定調査の際、調査員より、浴槽の高さが高いため、介護のために高さを低くする必要があるとの指摘がなされていた。
- c トイレについても入居当時のままであり、ウォシュレットはついていない。
- d エアコンについては、約10年前に購入したものであり、冷房機能はあるが暖房機能はない。
- e 暖房器具については、電気ストーブが1台あるのみである。
- f 請求人が使用している布団も40年前のものであり、汚れが目立つ。
- g 洗濯機については、10年前に購入したものであり、10年以上前水漏れを起こし、下の階の居住者とトラブルになったため、洗濯機を使用することができず、弟が弟の自宅で請求人・兄の洗濯をしている。
- h 掃除機については約20年前に購入したものであるが、現在故障しており使用することができない。
- i 電子レンジも現在故障しており、使用することができない。
- j 照明器具も一部壊れている。
- k 住居には、空気洗浄機及びアイロンは無い。
- l 請求人が現在使用している眼鏡は請求人が20年前から使用しているものであり、現在同眼鏡を使用しても見えていない。
- m 請求人及び兄は、聴力が衰えているところ、補聴器を所有していない。

イ 違法性ないし不当性

(ア) 法63条の返還決定に際して検討すべき事情

法63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、

返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である（以上東京地裁平成29年2月1日判決・裁判所ウェブサイト）。

そして、法がその自立を助長することを目的としていること（1条）から、保護の実施期間が上記裁量権の行使に当たって考慮すべき事情として、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるかという消極的な意味にとどまらず、当該金品が受給者に給付される趣旨を考慮しつつ、特定の用途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかという自立助長の積極的な側面を考慮することが求められる（前田雅子「生活保護法63条に基づく費用返還」（関西学院大学法政学会「法と政治」第69巻第3号））。

したがって、保護の実施機関が、「返還額の決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立を著しく阻害するかという点について考慮すべきであり（福岡地裁平成26年2月28日判決・賃金と社会保障1615＝1616号90頁）、これらの点を考慮せずになされた決定は、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。

(イ) 本件決定の違法性・不当性

a 自立更生のための費用として控除されるべきであったにもかかわらずこれを控除しなかった違法性・不当性

本件において、請求人（ないし弟）は上記アの（ア）及び（ウ）で述べたとおり、請求人が現在弟の生活支援を受けて生活している中、今後弟の生活支援無く自立して生活を行うために必要なものを検討し、必要なものを記載した一覧表を作成・提出しているところ、同一覧表に記載された物品は、以下に述べるとおり、いずれも、自立更生のための費用ないし「真にやむを得ない理由により控除を認める費用」（課長通知）に当たるといえる。

(a) 昼、ふすまの改装費用については、現在の請求人の住居の昼やふすまが上記アの（オ）aで述べた状態にあることから、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。

- (b) 浴槽・シャワーの改装費用についても、現在の請求人の住居の浴室が上記アの(オ) bで述べた状態にあり、調査員より今後の介護のために浴槽の高さを下げる必要性も指摘されていることから、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。
- (c) トイレの便座・ウォシュレットの設置費用についても、上記アの(オ) cで述べたように請求人の住居のトイレにこれが設置されておらず、また他の家庭にはこれが広く普及していることから、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。
- (d) エアコンの購入費用についても、上記第アの(オ) dで述べたとおり、暖房機能が無く、上記アの(オ) eで述べたように暖房器具が1つしかないことなどに照らせば、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。
- (e) 布団・毛布の購入費用についても、請求人が現在使用している布団が上記アの(オ) fで述べたような状態にあり、その買替えが今後の請求人の生活のために必要であることから、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。
- (f) 洗濯機、掃除機、電子レンジ、照明器具の購入費用については、これらが生活必需品であるところ、上記アの(オ) g～jで述べたとおり、これらが故障して使用できないないし水漏れの恐れがある状態にあること、このような状況では弟の生活支援無しに請求人が自立して生活できないことから、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。
- (g) 空気洗浄機やアイロンの購入費用については、上記アの(オ) kで述べたようにこれが請求人の住居に無く、また他の家庭にはこれが広く普及していることから、今後の請求人の生活環境を整え、その自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。
- (h) 眼鏡、補聴器の購入費用については、現在請求人が上記アの(オ) l及びmで述べた状態にあり、これらが今後の請求人が弟の生活支援無く自立して生活するために必要不可欠であるといえることから、今後の請求人の自立更生のための費用ないし真にやむを得ない理由により控除される費用に当たるといえる。

以上のとおり、上記(a)～(h)の費用については、請求人の自立更生のための費用(「真にやむを得ない理由により控除される費用」として返還決定額から控除されるべきであったものであり、これらを控除することなく全額の返還を決定した本件決定は違法・不当である。

b 調査・検討を行っていない違法性・不当性

本件において、処分庁は、以下に述べるとおり、本件決定に当たって、ほとんど調査を行っていない。

すなわち、本件では、上記のとおり、弟から上記一覧表が提出されていたにもかかわらず、処分庁は、上記一覧表記載の物品について、(パソコン以外)請求人及び弟から何ら聞き取りをしていない。

また、処分庁は、上記一覧表提出後本件決定を決定するまでの間に、請求人の住居を訪問し、住居や家具等の状態、さらには請求人の生活状況を確認するなどの調査を何ら行っていない。

これらの処分庁の態度から、処分庁が、請求人の自立更生のための費用(「真にやむを得ない理由により控除される費用」)に当たるものがないかどうかの調査を全くせず、上記一覧表記載の費用についてさえも、これが請求人の自立更生のための費用(「真にやむを得ない理由により控除される費用」)に当たるかどうか検討していないことは明らかである。

したがって、本件決定が、その判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められ、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法・不当であることは明らかである。

c 小括

以上のとおり、本件決定は違法不当なものであり、取消されるべきである。

(2) 令和元年7月10日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2処分庁の主張(1)アに対する認否反論

以下では、後記2処分庁の主張(1)アについて、主として、請求人ないし弟と処分庁とのやりとりについて、必要な限度で認否反論を行う。

(ア) 平成30年8月6日のやりとり

第一段落のうち、厚生年金の裁定請求を行う必要があることを請求人に対して説明したことは否認する。

同日のやりとりは基本的に弟が行っており、上記説明も弟に対して行われている。

第二段落は認める。

(イ) 平成30年12月21日のやりとりについて
認める。

なお、この際、処分庁から請求人や弟に対し、遡及支給される年金が返還対象となることについて説明はなかった。

(ウ) 平成31年1月11日のやりとりについて
認める。

なお、前記(1)で述べたとおり(審査請求書では平成30年12月と記載したが、請求人の記憶違いであり、正しくは平成31年1月11日であった)、この電話の際、弟が担当CWに対しなぜ返金しなければならないのか尋ねたところ、担当CWは「来ていただいたらお話しします」と答えた。また、自立更生のための費用や「真にやむを得ない理由により控除を認める費用」(課長通知)については、返還金額から控除される可能性がある旨の説明は一切なかった。

(エ) 平成31年1月17日のやりとりについて
認める。

なお、この際にも、上記自立更生のための費用や「真にやむを得ない理由により控除を認める費用」(課長通知)については、返還金額から控除される可能性がある旨の説明は一切なかった。

(オ) 平成31年1月18日について
認める。

なお、この際、担当CWから、一覧表の内容について、「パソコンがなぜ必要か」との問いのみがなされ、それ以外の物についての質問・確認等はなかった。

また、担当CWから自立更生のための費用や「真にやむを得ない理由により控除を認める費用」(課長通知)については、返還金額から控除される可能性がある旨の説明は一切なかった。

イ 後記2 処分庁の主張 (1) イの主張に対する反論

(ア) 調査検討を尽くさずに真にやむを得ない理由により返還金から控除すべき費用ではないと判断していることの不当性

a はじめに

処分庁は、「パソコン・プリンター」以外の物品について、日常生活における必要性やその使用目的は社会通念上明らかであるため聞き取りを行っていないと述べる。そして、その上で、請求人が「これから必要になるもの(自立支援)」に記載の物は、今後の生活費の中から捻出するべき物であり、真にやむを得ない理由により返還金から控除すべき費用でないと判断したと述べる。

しかし、以下に述べるとおり、処分庁は、上記判断に当たって、行うべき調査・説

明も行っておらず、検討の際に考慮すべき事情も考慮しておらず（検討自体ほとんど行っておらず）、これらの点から、本件決定は判断過程に瑕疵があり、違法・不当な処分であるといえる。

b 法 63 条返還決定に当たって検討すべき事項

(a) 一般に 63 条返還決定に当たって考慮すべき事情

i. 前記(1)で述べたとおり、法 63 条は、法が生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としていること（法 1 条）に鑑み、現に保護を受けている保護利用者や要保護状態を脱して間もないかかつての保護利用者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に保護利用者に返還を求める金額の決定を、当該保護利用者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法 63 条に該当する保護利用者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該保護利用者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である（以上東京地裁平成 29 年 2 月 1 日判決・賃金と社会保障 1680 号 33 頁、ウエストロー・ジャパン）。

ii. そして、法がその自立を助長することを目的としていること（1 条）から、保護の実施機関が上記裁量権の行使に当たって考慮すべき事情として、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるかという消極的な意味にとどまらず、当該金品が受給者に給付される趣旨を考慮しつつ、特定の用途に当てるのが受給者の自立の助長に資するものであるかという自立助長の積極的な側面を考慮することが求められる（前田雅子「生活保護法 63 条に基づく費用返還」〔関西学院大学法政学会「法と政治」第 69 巻第 3 号・30 頁等〕）。

したがって、保護の実施機関は、「返還額の決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被

保護者世帯の自立を著しく阻害するかという点について考慮すべきである」(福岡地裁平成26年2月28日判決・賃金と社会保障1615=1616号90頁)。

iii 行政通達である課長通知においても、「全額を返還対象等することによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、その一つとして「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施期間が認められた額」を挙げる。これは、上記自立助長の積極的な側面を考慮すべきとの要請に一定の範囲で応えたものであり、63条返還決定に関する裁量基準に相当するものである。なお、同基準が裁量基準である以上、個別事例の事情によっては同基準に明示された事由に限定されるわけではなく、それ以外の事由も考慮する義務が発生しうる(前田雅子「生活保護法63条に基づく費用返還」(関西学院大学法政学会「法と政治」第69巻第3号・31頁)。

(b) 年金の遡及支給にかかる63条返還決定についても他の63条返還決定と同様に考えるべきこと(年金の遡及支給にかかる63条返還決定のみ厳格に解すること(課長通知)の不合理性)

i 処分庁は、課長通知を引用して、年金の遡及支給にかかる自立更生費の取り扱いについて、同通知において、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、(中略)、厳格に対応することが求められる」とされ、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施期間に相談することが必要である」と、この費用の控除については、「保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている点を挙げる。

この点、確かに、課長通知は、年金の遡及支給にかかる63条返還決定については、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(a)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応すると求められる」として、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施期間に相談することが必要である」と、この費用の控除については「保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」と定めている。

しかし、上記(a)で詳述した法63条の趣旨や自立助長の積極的な側面を考慮すべきとの要請は、年金の遡及支給にかかる63条返還決定についても他の収入にかかる63条返還決定と同様に妥当するものである。他方で、資力発生時点において現実になされた給付が収入認定されることと、資力発生時点からしばらく経過して現実化した給付がなされた場合に63条返還決定がなされるという関係は、年金の遡及支給に限った話では無く、他の63条返還決定の事例においても同様の関係が存在することが多々ある。したがって、これが年金の遡及

支給についてのみ自立更生費の認定を限定すべき理由にはならないといえる。

以上より、年金についてのみ、自立更生費の控除を「真にやむを得ない理由」に限定する必要は無く、課長通知の同定めは、63条返還決定に当たっての行政内部の裁量基準として不合理な基準であるといえる。

ii この点、同様に年金の遡及支給にかかる63条返還決定がなされた事案である平成27年3月10日東京地裁判決・ウエストロー・ジャパンにおいても、「法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（同法1条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、保護利用者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、例えば、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたと認められる費用の有無を検討することが求められるところ、上記の観点からの考慮をしないこと等により、保護利用者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したのものとして、違法となる場合がある」とされている。すなわち、上記平成27年東京地裁判決においても、年金の遡及支給にかかる63条返還決定である点をもって、自立更生費の控除について厳格に判断すべきとの判断はなされておらず、63条返還決定処分における裁量権の範囲の逸脱・濫用が無いかについて他の63条返還決定と同様に検討がなされている。

(c) 仮に課長通知の年金の遡及支給にかかる基準が不合理で無いとしても、他の63条返還決定と同様に自立更生・助長の観点からの検討が求められること

仮に、課長通知の年金の遡及支給にかかる63条返還決定についての規定（基準）に合理性が認められるとしても、（厳格に解するとしても）同規定が自立更生の観点からの控除を認めたものには違いない。

すなわち、同規定は、「自立更生費の取り扱いについて」あるいは「自立更生費等を控除することについては」とした上で「厳格に対応することが求められる」「真にやむを得ない理由により控除を認める場合がある」と規定しており、自立更生の観点からの控除自体は認めており、その要件として「真にやむを得ない理由」を挙げているのである。

したがって、「真にやむを得ない理由」の有無の検討に当たっても、自立更生の観点からの検討が求められる。すなわち、真にやむを得ない理由の有無を検討するに当たっては、当然、受給者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるか、特定の用途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかなどを考慮することが求められる。

c 63条返還決定に当たっての検討の前提としての保護実施機関の調査・説明義務

- (a) 上記のとおり、63条返還決定にあたっては、保護実施機関の、受給者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるか、特定の用途に当てることが受給者の自立の助長に資するものであるかなども考慮すべきである。

そして、保護実施機関は、このような検討の前提として、受給者に対する説明・調査を行う必要がある。すなわち、上記自立更生費の控除（ないし「真にやむを得ない理由による控除」）の要否の検討の前提として、保護実施機関は、まず費用返還決定に先立ち自立更生費の控除（ないし「真にやむを得ない理由による控除」）が可能であることを受給者に説明し、その上で受領した金品の用途に関する意向・生活実態を聴取し、その自立助長に資する用途に関わる事情を調査把握する必要がある。（前田雅子「生活保護法 63条に基づく費用返還」（関西学院大学法政学会「法と政治」第69巻第3号・32～33頁）。なぜなら、このような説明・調査が無ければ、上記自立更生費の控除（ないし「真にやむを得ない理由による控除」）の要否の実質的な検討などできないからである。

- (b) この点、以下に述べるとおり、裁判例においても、保護実施機関がこのような説明・調査を尽くしたかどうか、63条返還決定における裁量の逸脱濫用が無いかどうかの判断に当たって検討されている。

i 上記平成27年東京地裁判決においても、担当ケースワーカーが、原告の妻に対し、仮に障害基礎年金が過去に遡って支給された場合には、支給済みの生活保護費を返してもらわなければならないこと、その場合でも、世帯の自立更生に充てる費用については返還対象額からの免除が認められる可能性があることについて説明し、その例として生活必需品に当たる生活用品や家電製品で、今なくて困っているものを購入する必要や、壊れたものを買い替える必要があれば、その費用の分は返還しなくてもいい旨説明をしたこと、その上で原告から自立更生費の控除の申出が無かったことを処分を適法とする根拠の一つとしている。

ii また、大阪高裁平成25年12月13日判決・賃金と社会保障1613号49頁、ウエストロー・ジャパンにおいて、保護課の不適切な対応により保護開始が遅れた事実があったと認めた上で、「その経緯も踏まえると、法63条の返還額の決定に当たり、障害基礎年金の受給権発生日の後である平成19年1月以降同年6月19日までの控訴人の生活実態や自立更生のための需要及び借金した事情について更に聞き取り、調査する義務があったというべき」として、この点について調査をしてない点を調査義務違反としている。

iii さらに、平成 30 年 3 月 30 日熊本地裁判決において、保護実施機関が同処分にあたって行った原告世帯の自立更生費用の有無に関する調査及び検討が不十分として、自立更生費に関する調査及び検討過程に瑕疵があったと判断した。

すなわち、保護実施機関の調査について、「領収証及び保証書の提出を指示するにとどまる不十分なものであり、実際に原告は家電製品を購入しており、これらの購入費が自立更生費用として認められる余地も十分にあったと考えられることを踏まえると、原告が領収証等がないと返答したことから直ちに自立更生費用がなかったものを扱うのではなく、例えば領収証の再発行を促す、原告宅を訪問して家電製品の有無を確認してその取得経緯について聴取するなどその他の自立更生費用の検証手段についても検討しより丁寧な調査及び指導を尽くすべきであった」として、自立更生費に関する調査及び検討過程に瑕疵があったと判断した。

d 本件で説明・調査、検討が尽くされていないこと

(a) 本件ですべきであった説明・調査、検討がどのようなものかについて

上記 b・c で述べた 63 条返還決定に当たって検討すべき事情、その前提として行うべき説明・調査に照らせば、本件において処分庁が行うべきであった説明・調査、検討は以下のとおりである。

i まず、処分庁は、請求人に対し、自立更生費ないし真にやむを得ない理由による控除が認められることを説明する必要があった。

ii また、本件において、請求人が「これから必要になるもの（自立支援）」を記載し、これを処分庁に提出して控除を求めている以上、処分庁は、上記記載されたものを自立更生費として控除すべきかどうか、真にやむを得ない理由による控除として認めるべきかどうか判断する上で以下に述べるような個別具体的な事情を調査・検討すべきであった。

(i) 今後の自立更生・助長に当たって、返還対象となり得る金品を当該物品の購入費用に充てる必要があるかどうかについては、①保護利用者の今後の自立のためにこれらの物品を購入する必要性がどの程度あるのか、②実際に返還対象となり得る金品を当該物品の購入費用に充てる必要性がどの程度あるのか、という観点からの検討が必要となる。

(ii) まず、保護利用者の今後の自立のためにこれらの物品を購入する必要性がどの程度あるのかについては、個別具体的な事情を検討しなければ把握できない。

すなわち、上記物品が保護利用者の日常生活上どの程度必要なのかは、

当該保護利用者の具体的な生活実態によって異なる。また、当該物品を保護利用者が所有している場合でも、現時点での買い換えの必要性がどの程度あるかは、実際の物品の状態によって異なる。

したがって、本来、保護利用者の具体的な生活実態や当該物品の状況を調査・把握した上で、これらの個別具体的な事情に照らして、当該物品が保護利用者の日常生活上どの程度必要なのか、現時点での買い換えの必要性がどの程度あるのかについて検討をしなければならない。このような調査・検討抜きにして、保護利用者の今後の自立のためにこれらの物品を購入する必要性がどの程度あるのかは把握できない。

- (iii) また、実際に返還対象となり得る金品を当該物品の購入費用に充てる必要性がどの程度あるのかについても、個別具体的な事情を検討しなければ把握できない。

すなわち、現在の保護利用者の収入及び資産の状況、今までの資産形成の状況などによって、現時点ないし近い将来において、保護利用者が当該物品の購入費用を捻出できるかどうか、そして実際に返還対象となり得る金品を当該物品の購入費用に充てる必要性がどの程度あるのかは異なるものである。

したがって、本来、現在の保護利用者の収入及び資産の状況、今までの資産形成の状況を調査・把握した上で、これらの個別具体的な事情に照らし、現時点ないし近い将来において、保護利用者が当該物品の購入費用を捻出できるかを検討しなければならない。このような調査・検討を抜きにして、実際に返還対象となり得る金品を当該物品の購入費用に充てる必要がどの程度あるのかは把握できない。

この点、例えば、上記平成 27 年東京地裁判決の事例のように返還後も受給者世帯に 89 万 7733 円の残余が残る場合には、全額返還決定がなされてもその残余を購入費用に充てることができる。

- iii 以上のとおり、本件において、処分庁は、63 条返還決定を行う前に、本来、
- (i) 請求人に対し、自立更生費ないし真にやむを得ない理由による控除が認められることを説明し、
 - (ii) 請求人の具体的な生活実態や当該物品の状況を調査・把握した上で、これらの個別具体的な事情に照らして、当該物品が保護利用者の日常生活上どの程度必要なのか、現時点での買い換えの必要性がどの程度あるのかについて検討をし、
 - (iii) 現在の請求人の収入及び資産の状況、今までの資産形成の状況を調査・把握した上で、これらの個別具体的な事情に照らし、現時点ないし近い将来において、請求人が当該物品の購入費用を捻出できるかを検討しなければならなかった。

(b) 本件で上記本来行われるべき説明・調査、検討がなされなかったこと

すでに述べたとおり、処分庁は、請求人に対し、本件決定以前に自立更生費ないし真にやむを得ない理由による控除が認められることを説明したことはなかった。

また、弟が、今後請求人及び兄の自立支援のために必要なものを検討して作成した一覧表（「これから必要になるもの（自立支援）」）を提出したにもかかわらず、これらの物品の現在請求人が所有しているかどうか、所有しているとしてどのような状態にあるのか、（パソコンとプリンター以外について）請求人の生活実態に照らしてなぜ必要なのかなどについてなんら聞き取りを行わず、請求人の自宅を訪問することもなかった。また、現在の請求人の資産がどれほどか、全額返還した場合に上記物品の購入費用を捻出できないのかなどについても何ら聞き取りを行わなかった。

そして、弟が上記一覧表を提出したわずか5日後の平成31年1月23日の会議でこれらが真にやむを得ない理由により控除される費用に当たらないと決定している（なお、同23日の会議までに何らかの検討を行った形跡は見当たらない）。

以上から、上記(a)で述べた本来行われるべき説明・調査、検討を処分庁が行っていないことは明らかである。

(イ) 本件において個別具体的な事情から判断すれば、自立更生費として控除される費用ないし真にやむを得ない理由から控除すべき費用に該当したこと

本件における請求人の生活実態及び上記一覧表に記載した物品が請求人が自立した生活を送るために必要不可欠であること、並びにこれらの物品の状態及びこれらの物品を購入ないし買い換える必要があることは前記1請求人の主張(1)イ(イ)等で述べたとおりである。

そして、請求人に資産（預貯金）はほとんど無く、本件で遡及支給された年金が全額返還対象となっていること、請求人の収入も生活保護水準とほとんど変わらないままであること（実際、請求人の保護廃止決定が下されたのは平成31年4月23日であり、世帯の最低生活費（約184,000円）と年金収入（約185,000円）とではほとんど差がない）、さらに請求人が今まで生活保護水準での生活が続いた中で資産形成できなかったことに照らせば、現時点ないし近い将来において、請求人が上記物品の購入費用を捻出できる見込みは無い。したがって、返還対象となり得る金品を当該物品の購入費用に充てる必要が高いといえる。

以上より、本件において個別具体的な事情から判断すれば、上記一覧表記載の物品の購入費が自立更生費として控除される費用ないし真にやむを得ない理由から控除すべき費用に該当するといえる。

(3) 令和元年10月4日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 遡及年金を受給するまでの請求人の状況について

(ア) 請求人が処分庁に対し相談をしなかったこと

請求人は、処分庁に対し、今回の件があるまで、弟が提出した一覧表の物品の必要性について相談をしたことはない。もっとも、相談をしなかったことには、次に述べるような事情があり、物品の必要性がなかったわけではない。

(イ) 請求人が処分庁に相談をしなかった事情

次に、相談に至らなかった事情について説明をする。請求人は、前記1請求人の主張(1)ア(ア)でも指摘したが幼少時から知的障がいがあり、療育手帳の交付を受けている(B.Iの認定を受けている)。また、請求人と同居をしている兄は、対人関係を苦手としており、平成15年以降就労もすることができない状況にあった。

平成15年に請求人の母が亡くなった後、弟が請求人・兄の生活全体を支援し続けてきた。ケース記録を見てもわかるとおり、請求人・兄の状況は、全て弟が説明し、対応をしていた。処分庁も、弟が請求人・兄の生活を支援し、それが大きな負担であることは理解をしていた。実際、弟は、遡及年金の受給がわかったとき、処分庁に対し、弟が自身の生活を犠牲にして、生活支援や賠償金の肩代わりも含む金銭的支援を行ってきたことを訴えていた。

上記のとおり、請求人・兄が、処分庁に対し、生活に必要なものを求めるといった相談をすることは現実的ではなかった。

また、弟は、自分自身が請求人・兄を支えなければならないとの思いで、必死で支援をしてきたのであり、相談をするという発想がなかった。また、補聴器や眼鏡等について処分庁に相談すれば、場合によっては当該購入費について保護費が支給されるという制度があることも知らず、このような問題について処分庁に相談しても解決できないと思い込んでいた。

弟が請求人・兄のことについて処分庁に相談をしても解決できないと思い込んでいたことは、弟が、請求人が負担すべき150万円もの多額の事故の賠償金まで負担をしていたという一事からも優に認めることができる。

以上のとおり、請求人・兄は処分庁に相談できる状況になく、また弟も処分庁に相談するという発想がなかった(相談しても解決できると考えていなかった)ことから、相談を行わなかったのであり、必要性がなかったから相談を行わなかったのではない。したがって、請求人・兄ないし弟が処分庁に相談を行わなかった事実をもって、上記一覧表に記載された物品等の必要性が否定されるものではない。

(ウ) 今回、処分庁に対し、一覧表を提出するに至った理由について

今回、遡及年金が入ること知り、そもそも58歳になっていつまでも請求人・兄の支援をすることが困難であると感じていた弟は、この機会に請求人・兄に弟の支援から離れて自立した生活を営んで欲しいと考えた。

そして、請求人・兄の実生活を最も理解している弟は、請求人・兄が自立した生活

を営むために必要なものについて、一覧表を作成して、処分庁に控除を求めた。

弟が上記のように請求人・兄に自立した生活を営んでほしいと考えたことは、極めて自然なことである。また、客観的に見ても、58歳になる弟がいつまでも大きな負担を負いながら請求人・兄の支援を続けるのは困難であり、今後の請求人・兄の生活を考えた際に、弟の支援から離れて自立した生活を営むことが望ましく、これがまさに請求人・兄の自立助長（法第1条）につながるものであるといえる。

そして、上記一覧表記載された物は、まさに請求人・兄が自立した生活を営むために、最も身近にいた弟が必要と判断したものであった。したがって、処分庁は、本来上記一覧表記載の物品の要否について当然慎重に判断しなければならなかった。

イ 口頭意見陳述の結果明らかとなった事実

(ア) 処分庁が請求人ないし弟に対し、自立更生費や真にやむを得ない理由による控除についての説明を行っていないこと

処分庁は、平成31年1月11日に遡及年金が返還対象になることを弟に伝えた際や同月17日に弟から電話があった際に、控除される場合として自立更生費というものがあることや、真にやむを得ない理由による控除があることを一切説明しなかった。

また、同月18日に弟が処分庁を訪問した際にも、全額返還が原則で、弟が提出した一覧表の物品について控除できるかケース診断会議で判断するということしか述べず、自立更生費や真にやむを得ない理由による控除がどのようなものなのか、具体的にどのようなものであれば控除できるかの説明を行わなかった。

(イ) 処分庁が本件決定に当たって、弟が提出した一覧表記載の物品について、その所有の有無やなぜ必要なのか等について何ら調査・検討を行っていないこと

平成31年1月18日に弟が、処分庁に対し、今後請求人及び兄の自立支援のために必要なものを検討して作成した一覧表（「これから必要になるもの（自立支援）」）を提出したにもかかわらず、これらの物品を現在請求人が所有しているかどうか、所有しているとしてどのような状態にあるのか、（パソコンとプリンター以外について）請求人の生活実態に照らしてなぜ必要なのかなどについて、聞き取りや自宅訪問などでの調査・それに基づく検討を一切行わなかった。

なお、処分庁は、平成30年12月21日の訪問において、少なくとも請求人がテレビを近距離で見ていること、請求人が音が聞こえないかもしれないことを把握していた。しかし、生活用品であるため真にやむを得ない理由に当てはまらないと勝手に解釈して、上記一覧表記載の補聴器や眼鏡の購入の必要性について、このように把握していた事情すら考慮していない。

(ウ) 処分庁がケース会議においても十分な検討を行わなかったこと

処分庁は、平成31年1月22日に、わずか30分から45分程度のケース診断会議を実施しただけで、今回の判断を下した。

上記判断を下すに際し、処分庁は、弟が同年1月18日に「一覧表」を提出したあと、具体的な調査を全く行うことはなかった。また、「一覧表」に記載された物品の購入費用を控除しないと判断した理由は、「今後の生活費から捻出するべき」との1点とのことであった。さらに、現在の請求人の資産及び収入に照らして、今後一覧表記載の物品を買いそろえるのにどの程度の期間が必要になるかについて一切検討しなかった。

処分庁の上記のような判断は、後記ウで詳述するが「真にやむを得ない理由」による控除について、生活用品であれば該当することはないという誤った判断に基づくものである。また、判断の適否は別としても、今回の判断過程において、処分庁が「真にやむを得ない理由」を検討すらしていないことは、判断過程に重大な瑕疵があると言わざるを得ない。

(エ) 処分庁には、「真にやむを得ない理由」を検討する契機が十分にあったこと

処分庁は、請求人が目や耳が悪いかもしいない事実を認識しており、また、請求人や高齢の兄の生活が、上記アで述べたように弟に一定程度支えられており、弟に大きい負担が生じていたことを認識していた。その弟が、今回、一覧を提出してきたのであるから、弟が提出した事情など事実関係をすることは可能であり、容易であった。

また、処分庁は、請求人の資力について、平成30年10月15日時点で、現金が824円、預金残高につき、請求人が325円、兄が742円ということ把握していた。また、平成31年1月時点の収入が月約18万円であることも把握していた。それゆえ、これらの事情からすれば、今後請求人が一覧表記載の物品を買いそろえることが困難であることは容易に予想できた。

上記のとおり、処分庁は、「真にやむを得ない理由」の有無を検討する契機があったにもかかわらず、それらを検討することなく本件決定を下した。

なお、眼鏡等の購入費用についての保護費の支給や社会福祉協議会の貸付などもあるが、本件決定時点で請求人は生活保護を廃止されることが予想され（実際に廃止された）、また社会福祉協議会の貸付はあくまでも貸付（借金）である以上、これらの制度があることによって本件遡及年金にて上記一覧表記載の物品を購入する必要性が否定されるものではない。

ウ 真にやむを得ない理由による控除についての処分庁の解釈について

(ア) 処分庁は、真にやむを得ない理由による控除について、生活用品であればすでに壊れていても今すぐ買い換える必要があっても今の時点の収入及び資産では今すぐ買い換えられないとしてこれに当たらないと述べる。

そして、どのような場合であれば控除できるかについて、枠組みについては分からないと述べ、台風が来た際に屋根が飛び、雨漏りする状態やそのまま放置すると家屋が倒壊する可能性があるような状態であれば、当てはまると思うと述べる。

(イ) この点、課長通知の年金の遡及支給にかかる63条返還決定についての規定の不合理性はすでに述べたとおりであるが、仮にこの規定を前提としても、上記処分庁の解釈は、処分庁独自の勝手な解釈であると言わざるを得ない。

すなわち、同規定は、「自立更生費の取り扱いについて」あるいは「自立更生費等を控除することについては」とした上で「厳格に対応することが求められる」「真にやむを得ない理由により控除を認める場合がある」と規定しており、自立更生の観点からの控除自体は認めており、その要件として「真にやむを得ない理由」を挙げているのである。

したがって、「真にやむを得ない理由」の有無の検討に当たっても、自立更生の観点からの検討が求められる。すなわち、真にやむを得ない理由の有無を検討するに当たっては、当然、受給者の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還が受給者の生活や自立を阻害することになるおそれがあるか、特定の用途に充てることが受給者の自立の助長に資するものであるかなどを考慮することが求められる。

そして、自立の助長に資するものにあたるかどうかの検討に当たって、生活用品であれば一切これに当たらないと解釈する根拠となるものは何ら無く、このように解釈する理由も何ら無い。すなわち、例えば、本件のように請求人が自分で自立した生活を行うに当たって必要な家電製品がないあるいは壊れている場合に、これらを購入することが請求人の自立に資することは自明である。また、眼鏡や補聴器についても、自立した生活を営むために必要な視力・聴力を補うために必要であれば、これらを購入することが請求人の自立に資することもまた自明である。したがって、これらを除外する理由など一切無いのである。

(ウ) 処分庁は、判例はいろいろあるが、われわれはやはり保護手帳なり通知がすべてと述べる。

しかし、そもそも、上記真にやむを得ない理由による控除について生活用品が認められるか、同控除の判断にあたって、どのような説明、調査、検討を行うべきかについては、保護手帳や通知自体には規定がなく、これを解釈で補っていくことになる。そして、まさにその解釈を示しているのが、すでに審査請求書や反論書で述べた判例等である。上記処分庁の見解はこの点を理解していないと言わざるを得ない。付言すれば、前記ウ(ア)の処分庁の解釈や調査検討が必要ないという処分庁の解釈も、保護手帳や通知に基づくものではなく処分庁独自の解釈であり、これが誤っていることはすでに述べてきたとおりである。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成31年1月23日付けの本件決定通知書には、「返還金・徴収金決定額 金2,773,737円 決定理由 請求人が平成27年3月～30年11月分の年金を遡及して受給したため、平成27年5月～平成31年1月に支給した保護費のうち2,773,737円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので、保護に要した費用を返還する義務が

ある旨定めた法第 63 条に基づき返還決定します。なお、平成 31 年 1 月 18 日に提出いただいた、「これから必要になるもの（自立支援）」一覧のものは、今後の生活費の中から捻出するべきものであり、課長通知に基づき、年金を遡及して受給した金額は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、本ケースは真にやむを得ない理由による控除する費用ではないと認定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年 6 月 18 日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

平成 17 年 9 月 1 日

請求人の生活保護を開始

平成 30 年 8 月 6 日

請求人が 65 歳に到達することから、厚生年金の裁定請求を行う必要があると請求人に対し説明したところ、弟から年金事務所にて手続きを行うとの返答があった。

処分庁から弟に対し、年金の手続き及び年金事務所からの書類送付について連絡するよう依頼した。

平成 30 年 12 月 21 日

弟から「請求人が 65 歳到達により厚生年金が受給できる。」と年金事務所での説明を受けたとの報告があったため、弟に対し今後の年金手続きやその進捗状況等について報告してもらうよう協力を依頼した。

平成 30 年 12 月 25 日

処分庁から年金担当に年金の調査を依頼した。

平成 31 年 1 月 9 日

年金調査の結果、請求人の年金に関し、65 歳到達時の厚生年金の裁定請求とは別に平成 27 年 3 月～平成 30 年 11 月分の障害者特例分の遡及年金に関する請求が済んでおり、2,773,737 円が、平成 31 年 1 月 15 日に入金されることが判明した。

平成 31 年 1 月 11 日

処分庁から弟に対し電話にて、遡及年金が平成 31 年 1 月 15 日に入金されることを伝え、遡及年金については原則全額返還対象となることを説明した。

平成 31 年 1 月 17 日

弟から処分庁に電話があり、これまで請求人世帯に対して支援してきた内容について申立てされ、遡及年金をこれまでの金銭的支援分に充てたいとの相談があった。

処分庁から遡及年金については原則全額返還対象となる旨再度説明した。

平成 31 年 1 月 18 日

弟が処分庁に来所。

請求人の遡及年金に関する収入申告書の提出があり、受理した。さらに、「これから必要になるもの（自立支援）」一覧の提出があり、「保護を切って欲しい」との相談があった。また、今後、請求人の受給年金が増額し、自立した生活をさせるために購入する物品の費用が必要になるため、遡及年金の一部をその費用に充てたいので検討して欲しいとの申し出があった。

処分庁から弟に対し、生活保護の制度を踏まえたうえで検討し、後日返答する旨説明した。

平成 31 年 1 月 22 日

弟からの申し出を受け、ケース診断会議を開催した結果、「これから必要になるもの（自立支援）」に記載の物は、今後の生活費の中から捻出するべき物であり、真にやむを得ない理由により返還金から控除すべき費用ではないと判断した。

平成 31 年 1 月 23 日

ケース診断会議の結果に基づき、本件決定。

平成 31 年 1 月 29 日

弟に対し、本件決定の決定内容について電話にて連絡するとともに、本件決定通知書及び納入通知書を発送した。

イ 本件決定の正当性について

(ア) 要返還額の認定について

本件決定は、平成 27 年 3 月～平成 30 年 11 月分の障害者特例分の遡及年金を平成 31 年 1 月 15 日に受給したことから、平成 27 年 5 月～平成 31 年 1 月に支給した保護費のうち 2,773,737 円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するため、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第 63 条に基づき本件決定を行ったものである。

(イ) 請求人の主張について

請求人は前記請求人の主張 1 (1) イ (イ) b において、「弟から上記一覧表が提出されていたにもかかわらず、処分庁は、上記一覧表記載の物品について、(パソコン以外) 請求人及び弟から何ら聞き取りをしていない。」と主張しているが、「パソコン・プリンター」以外の物品については、日常生活における必要性やその使用目

的は社会通念上明らかであるため聞き取りは行っていないが、請求人における「パソコン・プリンター」については、必要性や使用目的がこれまでの訪問調査等にて明らかでなかったことから聞き取りを行ったものである。

(ウ) 自立更生経費の認定の可否について

費用返還における遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、課長通知1-(2)において、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、(中略)、厳格に対応することが求められる。」とされており、また、課長通知1-(2)-(イ)において、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされている。

同通知の趣旨を踏まえ平成31年1月22日に保護の実施機関としてケース診断会議を開催した結果、「これから必要になるもの(自立支援)」に記載の物は、今後の生活費の中から捻出するべき物であり、真にやむを得ない理由により返還金から控除すべき費用ではないと判断したものである。

(エ) 結論

平成31年1月9日に同月15日、請求人に遡及年金が入金されることが判明して以降、同月11日及び同月17日に請求人の弟に対し、遡及年金は原則全額が返還対象であることを説明しており、同月18日に弟から処分庁に対し、返還金から自立更生費を控除することについての相談を受けた後、同月22日にケース診断会議を開催した結果、「これから必要になるもの(自立支援)」に記載の物は、真にやむを得ない理由により控除する費用ではないと保護の実施機関として判断したものであり、その後ケース診断会議の結果に基づき、同月23日付けにて本件決定を行っていることから、本件決定における決定過程については何ら瑕疵はない。

また、返還額の認定にも誤りはなく、法令及び関係通知に基づき適正に算定しており、本件決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成31年1月9日付けのケース記録票には、「請求人の年金調査の結果、65歳到達時の厚生年金の裁定請求とは別に平成27年3月～平成30年11月分の障害者特例分の遡及年金に関する請求が済んでおり2,773,737円が、平成31年1月15日に請求人の口座に支給されることが判明した。」との記載がある。

イ 平成31年1月11日付けのケース記録票には、「年金調査の結果、弟に架電。遡及年金について説明し、平成31年1月15日に入金されることを伝えると「良かった、助かり

ますわ」と弟。弟に、遡及される年金は原則全額、返還金対象となることや、2月より年金を収入認定することで、医療費の自己負担金が発生すること、市営住宅の家賃の代理納付が解除となり、納付書で納付して貰うこととなる旨を伝えるも、「何ですか、それ。どういう意味ですか」と不満げだった。」との記載がある。

ウ 平成31年1月17日付けのケース記録票には、「弟から、担当CWの上司と話したいと受電あり。遡及年金を受給することがわかり、これまで請求人の世帯に対して弟が支援してきた内容について聞いてほしいとのこと。①二人に家事をさせると、危険なので食事の面倒を見て来た。②洗濯機を使うと、水浸しになるのでさせていなかった。③父が亡くなった時の葬儀費用を肩代わりした。④請求人が自転車でBMWに衝突したため、賠償金150万円程度肩代わりした。⑤自分の生活を犠牲にしてきた。など、これまで金銭的支援をしてきたので、今回の遡及年金をそれに充てることは出来ないかと訴えあり。原則、遡及年金は全額返還対象であることを説明した。」との記載がある。

エ 平成31年1月17日付けのケース記録票には、「請求人の遡及年金について 遡及年金が請求人の口座に入金されていることについて、年金調査を行った結果、平成27年3月～平成30年11月分として、2,773,737円と還付金1月15日請求人に支給されていることが判明。(中略)今後、65歳以降変更後の年金額により、保護継続の検討が必要となってくることや返還金について説明するも、弟がこれまで請求人のために立て替えてきた生活費や事故の示談金などを遡及年金で補填したいと、訴えがあった。弟に、遡及年金は原則全額返還対象となるとこれまで、何度も説明するも、納得いかない様子。遡及年金受給を確認後、申告する旨を伝えた。後日、収入申告書を提出するよう指示済み。」との記載がある。

オ 平成31年1月18日付けのケース記録票には、「弟が来所。CW・SV対応。平成31年1月15日に遡及年金の2,773,737円が請求人の口座に、入金があったと申告書の提出があったと同時に、「これから必要になるもの(自立支援)」一覧を提出し「保護を切っで欲しい」と相談あり。今後、年金が増えることになれば、自立した生活をさせるために、「これから必要になるもの(自立支援)」の購入費用が必要になるため遡及年金の一部をその費用に充てたいので検討して欲しいと主張。一覧表の「パソコン・プリンターについて何故必要か、請求人は使えるのか」と確認すると「今後、色々必要になるでしょう」と弟。弟はこれまで、請求人世帯のために支援してきており、自分の生活費からの負担が限界にきていたので、保護を受けずに生活することを考えれば、遡及年金はこれから必要なものだと訴える。①食事の世話②品物購入費用の負担③父親の葬儀費用立て替え④請求人が起こした交通事故の示談金(150万円)など、持ち出しで面倒を見て来た。弟に、保護制度を踏まえたうえで検討し、後日返答することを伝え帰宅して貰った。」との記載がある。

同日付けで弟から処分庁に提出のあった収入申告書の仕送り、養育費、財産収入(生命保険等の給付金・解約返戻金等)、その他の私的収入を記載する欄に、「国民厚生年金 2,773,737円」との記載がある。

また、同日付けで第から処分庁に提出のあった「これから必要になるもの(自立支援)」一覧表が提出され、自立支援に必要な金額の合計額は2,145,000円である。

カ 平成31年1月22日に開催したケース診断会議の記録票の会議内容及び指導事項・結論等を記載する欄には、「これから必要になるもの(自立支援)」一覧の物は、今後の生活費の中から捻出するべき物であり、課長通知のとおり、年金を遡及して受給した金額は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、本ケースは真にやむを得ない理由による控除する費用ではないと判断する。よって、遡及年金全額の2,773,737円を法第63条返還金とする。」との記載がある。

キ 平成31年1月23日付けのケース記録票には、「<法第63条返還金について>請求人の遡及年金(平成27年3月～平成30年11月分)の取り扱いについてケース診断会議を行った結果、「これから必要になるもの(自立支援)」一覧の物は、今後の生活費の中から捻出するべき物であり、課長通知のとおり、年金を遡及して受給した金額は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、本ケースは真にやむを得ない理由による控除する費用ではないと判断する。よって、遡及年金全額の2,773,737円を法第63条返還金とする。尚、平成27年5月～平成31年1月までに支払った保護費は遡及額を上回った3,003,401円である。」との記載がある。

ク 前記1請求人の主張(4)アと同じ。

ケ 平成31年1月23日付けで起案した「要返還額の認定について」には、「収入認定額2,773,737円」、「処分庁支弁額3,003,401円」、「(対象支弁期間) H27.5～H31.1」、「要返還額2,773,737円」、被保護世帯が申請した自立更生経費については、「認定の可否 否」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

(1) 請求人代理人から提出のあった意見陳述書

ア 前記1請求人の主張(1)及び(2)等で述べたとおり、保護の実施機関は、法63条の返還決定に当たり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が保護者利用世帯の自立を著しく阻害するかなどについて考慮すべきである。

そして、その前提として、保護実施機関は、費用返還決定に先立ち自立更生費の控除ないし、「真にやむを得ない理由による控除」が可能であることを保護利用者に説明し、その上で、受領した金品の使途に関する意向・生活実態を聴取し、その自立助長に資する使途に関わる事情を調査把握する必要がある。

イ 本件において、処分庁は、63条返還決定を行う前に、本来、①請求人に対し、自立更生費ないし真にやむを得ない理由による控除が認められることを説明し、②請求人の具体的な生活実態や当該物品の状況を調査・把握した上で、これらの個別具体的な事情に照らして、当該物品が保護利用者の日常生活上どの程度必要なのか、現時点での買い換えの必要性がどの程度あるのかについて検討をし、③現在の請求人の収入及び資産の状況、今までの資産形成の状況を調査・把握した上で、これらの個別具体的な事情に照らし、現時点ないし近い将来において、請求人が当該物品の購入費用を捻出できるかを検討しなければならなかった。

ウ しかし、処分庁は、これらの本来行うべき説明・調査、検討を行わなかった。特に、弟が、今後請求人及び兄の自立支援のために必要なものを検討して作成した一覧表を提出したにもかかわらず、請求人の生活実態に照らしてこれらの物品がなぜ必要なのか、なぜ買い換えるの必要があるかなどについてパソコンとプリンターを除いて何ら聞き取りを行わず、また請求人の自宅を訪問して調査を行うこともなかった。そして、弟が上記一覧表を提出したわずか5日後の平成31年1月23日の会議でこれらが真にやむを得ない理由により控除される費用に当たらないと決定している。

以上から、本来行われるべき説明・調査、検討を処分庁が行っていないことは明らかである。

エ よって、処分庁は、上記判断に当たって、行うべき調査・説明も行っておらず、検討の際に考慮すべき事情も考慮していない（そもそもほとんど検討らしい検討を行っていない）ため、本件決定は判断過程に瑕疵があり、違法・不当な処分であるといえる。

(2) 請求人代理人からの質問及び処分庁の回答の趣旨

ア 自立更生費の控除及び真にやむを得ない理由による控除による説明状況について

○請求人代理人 平成31年1月11日に遡及年金が返還対象になることを請求人に伝えた際に、控除される場合として、自立更生費というものがあることや、真にやむを得ない理由による控除があることを説明したか。

○処分庁職員 11日、17日に弟に対して、全額返金になるという説明をしたが、自立更生費若しくは真にやむを得ない理由にあたれば控除するというような説明は11日、17日にはしていない。

○請求人代理人 同月18日に請求人が処分庁を訪問しているが、この際に、控除される場合として、自立更生費というものがあることや、真にやむを得ない理由による控除があることを伝えたか。

○処分庁職員 伝えている。

○請求人代理人 具体的にどのような説明をしたのか。

○処分庁職員 一覧表の提出があり、一覧表の中の品物を遡及年金で買いそろえたいから返還額から控除してほしいというような発言があった。基本的には全額返還という説

明をしたうえで、担当者レベルで判断できる話ではないので、ケース診断会議で控除できるか判断するというような話をした。

イ 処分庁の調査、検討状況について

○請求人代理人 請求人の自宅を最後に訪れたのは平成 30 年 12 月 21 日ということで間違いないか。

○処分庁職員 間違いない。

○請求人代理人 このときに、たたみ、ふすま、壁の状況というのは確認したか。

○処分庁職員 部屋に入ったときに布団が置いてあったので、たたみを直接見るということはしていない。どのお宅にいても、家の中の状況に変わりないかというものを見ている。

○請求人代理人 40 年間住んでおり、その間修理されていないということは把握していたか。

○処分庁職員 把握していない。

○処分庁職員 「何か不便なことはありませんか。」「困ったことはありませんか。」「生活の中で困っていることはありませんか。」「ということは家庭訪問に行くときには必ず聞いている。そのときに聞いたら、「何もないです、大丈夫です。」ということと言われた。

○請求人代理人 それは誰が回答したのか

○処分庁職員 請求人、弟、兄である。

○請求人代理人 弟が平成 31 年 1 月 18 日に一覧表を提出された際にパソコンとプリンター以外のことについては質問されていないということで間違いないか。

○処分庁職員 間違いない。

○請求人代理人 この時点でここにあげているものを請求人が持っているかどうか把握していたか。

○処分庁職員 持っている、持っていないということはあまり関係がないと考えている。出てきた一覧表に書いている品物については何に使う物かということは明らかにわかるものであり今までの家庭訪問の中で本当に使っているのか、今まで本当に使っていたのか疑問があったので、パソコン、プリンターについては確認した。後のアイロン等は何に使うかは明らかなので、個別には聞いていない。今回はあくまでも遡及年金が対象であり、遡及年金は全額返還が大原則と考えている。

○請求人代理人 持っているかどうかや壊れているかどうかは検討する必要もないということか。

○処分庁職員 普段の保護費のなかでやりくりすれば良いと考えている。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8収入の認定の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (6) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の5の「法第63条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。
- (7) 問答集の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、「年金受給権は、

裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなる。」と記している。

- (8) 課長通知の 1 「法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて」の (1) 「返還対象額について」において、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、⑤において、「遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」としている。そして、(2) 「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記 (1) と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第 63 条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ)原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となつた趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあつた、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と定めている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第 3 部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 請求人が受給した遡及年金等について

前記 1 (4) 及び (6) から (8) のとおり、法第 63 条に基づく返還は、原則として当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされており、特に年金の遡及支給に係る場合については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、自立更生費の控除は厳格に対応され、原則、全額返還するものとされている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2 処分庁の主張(1)及び(2)のとおり、処分庁は請求人が平成31年1月15日に、平成27年3月分から平成30年11月分の年金を遡及して受給したことから、請求人に対し、前記1(4)から(7)により、平成27年5月から平成31年1月に支給した保護費3,003,401円と比較した上で、年金遡及分の2,773,737円の返還を求める本件決定を行ったことが認められる。

(イ) 費用返還額の決定について

年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、慎重に必要性を検討する等の厳格な対応が求められるところである。

処分庁は、第から提出された「これから必要になるもの(自立支援)」一覧の内容が請求人の今後の生活のために「真にやむを得ない理由により控除する費用」と判断できるかどうかについて、ケース検討会議を開催し、組織的に検討を行ったことが認められる。その結果、「これから必要になるもの(自立支援)」一覧に記載された物品について、今後の生活費の中から捻出するべきものであり、前記1(8)に基づき、年金を遡及して受給した金額は、定期的に支給される年金の受給額の金額が収入認定されることとの公平性を考慮し、自立更生費として控除しないとした処分庁の判断は、年金の収入認定の公平性の観点からみて、社会通念上著しく合理性を欠くとはいえず、取り消すべき違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、処分庁が請求人に対して支給した保護費が、請求人が受給した遡及年金の額を上回るため、その受給額全額を返還額として決定した本件決定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 法第63条は、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の合理的な裁

量に委ねたものと解するのが相当である。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第1条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

つまり、ここでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められるのである。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地裁平成27年3月10日判決、大阪高裁平成18年12月21日判決など参照）。

- (イ) この考え方は、前記1(8)のとおり、課長通知における「(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」でも、基本的には前提とされていると言うことができる。

保護の実施機関による返還額の決定が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるか否かを検討するに当たって、課長通知によれば、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合、保護の実施機関は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、及び②当該費用返還額は原則として全額となることのほかに、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこととする取扱いを、被保護世帯に対して説明しておくこととされている。

- (ウ) 処分庁は、本件における自立更生免除については、課長通知1(2)において、定期的に支給される年金の受給額全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると厳格に対応することが求められていること、また、真にやむを得ない理由により控除する費用については保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされていることを理由に、本件一覧に記載された費用については返還金から控除すべきものではないと判断したと主張する。

確かに、法第63条により保護の実施機関が一括受給した遡及年金について返還額を決定するに際して、定期的に支給される年金については月々その全額が収入認定されることとの公平性を考慮の外に置くことはできないが、同条に基づく返還額を決定する場合には、月々の収入認定とは異なり、前記(ア)のとおり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

そして、課長通知1(2)で、真にやむを得ない理由により返還額から控除する費用について保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされているのは、被保護世帯の自立更生の観点から返還額の決定について裁量権を認める法第63条の趣旨に従った解釈運用を、保護の実施機関に対し求めるものといえることができる。したがって、保護の実施機関は、被保護世帯が置かれた具体的な生活状況を調査した上で、自立更生の観点から控除する費用について検討しなければならない。

しかしながら、本件において、処分庁は、本件一覧に記載された費用のうち、パソコンについては必要とする理由を弟に確認しているが、その他のものにかかる費用については具体的に調査・検討したことを証する資料は見当たらない。ケース診断会議の記録票も、「一覧の物は、今後の生活費の中から捻出するべき物であり」と記載されているのみであり、本件一覧に記載された個別の費用について具体的に検討した形跡は確認できない。

また、審理員において実施した口頭意見陳述において、処分庁は、処分庁職員が請求人の自宅を最後に訪れたのは平成30年12月21日であること、本件一覧に記載された費用のうちパソコン・プリンター以外のことについては質問せず、請求人が持っているかどうかも把握していないと回答している。

以上のことから、処分庁は、自立更生免除の有無、及び返還額の具体的な検討を尽くすことなく、遡及年金の全額を一律に返還させる前提で本件決定を行ったものと認めざるを得ない。

(エ) そこで、本件一覧に記載された個別の費用について、事件記録から推認できる範囲で、請求人世帯の自立更生の観点から自立更生免除の可能性を検討する。

前記(ア)及び(イ)の趣旨に照らすと、返還額からの控除は、当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として、真にやむを得ない理由により認められる。

そして、本件の請求人とその兄は、障害及び病気を抱え、食事の調理や洗濯を行うことができず、弟の手助けなしには日常生活を送ることが困難な状況に置かれていた。そうすると、処分庁は、請求人世帯のこうした個別事情を考慮した上で、自立更生免除の可能性、及び返還額について具体的に検討すべきであった。

かかる事情を考慮の上、本件一覧に記載された費用について検討すると、少なくとも、例えば、洗濯機、電子レンジ及び布団については、請求人世帯の生活状況からみて利用の必要性が高い生活用品であり、被保護世帯において保有を容認されるものに当たるのみならず、それらの購入費用は臨時的最低生活費(一時扶助費)の支給対象となり得ることから、自立更生免除として認められる余地はある。

しかし、一方で、父の法要費用や葬儀費用については、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に支出されるべきものとはいえ、自立更生免除としては認められない。

このように、前記(ア)及び(イ)の趣旨に照らし、処分庁が、請求人世帯及び弟に対し自立更生免除制度を説明した上で、本件一覧に記載された費用について、請求人世帯が日常生活を送る上で必要性の高いものであるか、また、その金額が妥当

であるか等に関して、その生活状況を調査し、慎重に必要性を検討していれば、その一部については返還額から控除される可能性が全く否定されるものではないと思料する。

- (オ) 以上のとおり、処分庁は、遡及受給した年金収入は全額返還対象となるという原則のみを過度に重視し、法第63条に基づき返還すべき額を定めるに当たり、請求人世帯の自立助長の観点から個別具体的に自立更生免除に当たるものがないかの調査、検討を尽くしていないことが認められる。

この点で、処分庁の裁量権の行使は、法第63条及び自立更生免除の制度の趣旨・目的に照らし適正を欠き、それゆえ、本件決定は違法又は不当であるから取り消されるべきである。

3. 本件決定について

- (1) 法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

- (2) 保護の実施機関による返還額の決定が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるか否かを検討するに当たって、前記1(8)によれば、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合、保護の実施機関は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、及び②当該費用返還額は原則として全額となることのほかに、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病など健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこととする取扱いを、被保護世帯に対して説明しておくこととされている。

- (3) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2 処分庁の主張(1)及び(2)のとおり、処分庁は請求人が平成31年1月15日に、平成27年3月分から平成30年11月分の年金を遡及して受給したことから、請求人に対し、前記1(4)から(7)によ

り、平成 27 年 5 月から平成 31 年 1 月に支給した保護費 3,003,401 円と比較した上で、年金遡及分の全額である 2,773,737 円の返還を求める本件決定を行ったことが認められ

処分庁は、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となり、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することの課長通知の趣旨を踏まえ、ケース診断会議において、弟から提出された一覧表に記載の費用について、今後の生活費の中から捻出すべき物であり、真にやむを得ない理由により返還金から控除すべき費用ではないと判断し、本件処分を行っており、その決定過程に何ら瑕疵はなく、本件処分に違法又は不当な点はない旨主張する。

確かに、法第 63 条により保護の実施機関が一括受給した遡及年金について返還額を決定するに際して、定期的に支給される年金については月々その全額が収入認定されることとの公平性を考慮の外に置くことはできないが、同条に基づく返還額を決定する場合には、月々の収入認定とは異なり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

そして、前記 1 (8) のとおり、真にやむを得ない理由により返還額から控除する費用について保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされているのは、被保護世帯の自立更生の観点から返還額の決定について裁量権を認める法第 63 条の趣旨に従った解釈運用を、保護の実施機関に対し求めるものといえることができる。したがって、保護の実施機関は、被保護世帯が置かれた具体的な生活状況を調査した上で、自立更生の観点から控除する費用について検討しなければならない。

しかしながら、本件において、処分庁は、本件一覧に記載された費用のうち、パソコン・プリンターについては必要とする理由を弟に確認しているが、その他のものにかかる費用については具体的に調査・検討したことを証する資料は見当たらない。ケース診断会議の記録票も、「一覧の物は、今後の生活費の中から捻出すべき物であり」と記載されているのみであり、本件一覧に記載された個別の費用について具体的に検討した形跡は確認できない。

- (4) 以上のとおり、処分庁は、遡及受給した年金収入は全額返還対象となるという原則のみを重視し、法第 63 条に基づき返還すべき額を定めるに当たり、請求人世帯の自立助長の観点から個別具体的に自立更生免除に当たるものがないかの調査、検討を尽くしていないことが認められる。

この点で、処分庁の裁量権の行使は、法第 63 条及び自立更生免除の制度の趣旨・目的に照らし適正を欠き、それゆえ、本件決定は違法又は不当であるから取り消されるべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月30日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求められません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

